

## 金融資産の分類及び測定に関する意見表明

中京大学会計学研究会(CHUARS)

中京大学会計学研究会は、ASBJ の活動に敬意を表するとともに、ここにご意見申し上げます。

### 総論

本会は、東京合意に基づく IFRS とのコンバージェンスが積極的に進められていること及び、その一環として金融商品会計基準の見直しに関する検討状況の整理が今般公表されたことについて、ASBJ に深い敬意を表するとともに、今般公表された検討状況整理を歓迎する。

本会としては、資産負債アプローチへ向かう方向性と、それに伴う時価主義への移行という大きな流れの中で、この金融商品会計基準の改訂作業の位置づけを捉えている。このような基準改定を進めてゆくことが、財政状態計算書の表示内容の投資情報としての有用性を高めることに繋がると考えられていることから、今般の検討状況整理で提案された基準改定の方向性について、全体としては賛成する。

しかしながら本会は、本検討状況整理における検討の背景の記述には、全体として強い反対意見を表明する。

本検討状況整理において示された検討の背景においては、IFRS とのコンバージェンスが進められてきた旨が経緯として述べられているとともに、個別の提案内容については、IFRS の基準との整合性に傾倒した説明がなされているように感じられる。

しかし、この策定を中心的に行っているのが我が国の基準設定主体であり、最終的に策定・公表されるものが我が国の会計基準である限り、より我が国の現状に根差し、我が国固有の状況について触れられた検討の背景が示されるべきではないだろうか。

確かに、会計の国際化が進展した現在においては、我が国の基準設定主体としての ASBJ の役割も、IFRS とのコンバージェンスに傾倒されてゆくべきであり、そうした方向性で会計基準の策定が進められてゆくこと自体には何ら意義の存するところではない。

しかしながら、会計の国際化とコンバージェンスの継続・加速化が進められているからこそ、ASBJ は、日本基準を IFRS と同等の物としてゆくことに関しての我が国国内におけるコンセンサスを醸成させて行く役割を担うべきである。つまり、IASB の方向性について我が国としての意見発信を行うとともに、そうした意見が踏まえられた上で策定されてゆく IASB・IFRS の方向性について、その趣旨と正当性を国内の諸関係者に示し、IASB・IFRS の方向性や、日本基準を IFRS にコンバージェンスさせて行くことに関して、納得感やコン

センサスが国内に醸成されてゆくよう尽力することこそ、現代において ASBJ に期待され、また ASBJ が担ってゆくべき使命であると考ええる。

しかしながら、今般の検討状況整理において示されているような、IFRS の基準と類似または同等であることを論拠に提案内容が正当であるという旨を示すような方向性に傾倒した検討の背景の述べられ方では、金融商品会計基準を改訂することに対する積極的理由が国内の諸関係者に十分には伝わらず、金融商品会計基準の改訂に関して納得感やコンセンサスを醸成させることは困難であると考ええる。つまり、現行の記述では、基準内容の検討に当たって、IFRS と同等であることに過度に重点が置かれすぎているような印象を与えかねず、場合によっては、IASB の提案であれば常に正しいと ASBJ が考えているかのような印象を与えかねないものであって、ASBJ の独立性に疑問が生じかねないのではないかと考える。国内の経済・企業の動向や慣習等の考慮が比較的ないがしろにされてしまい、また我が国におけるコンバージェンスの必要性・有用性について述べられることなく、単に IFRS と類似または同等であることを示すことのみで、その提案内容が正当化されているという印象を与えてしまえば、現在の ASBJ の様に多大なリソースを用いた基準開発を進めてゆく必要性は全くないとも考えられてしまうのであって、機械的にコンバージェンス・アドプションを進めてゆけば良いのであるから、現行の ASBJ の様に資源と英知を集結して作業を進める必要はないとも考えられ、ASBJ の存在意義自体が疑われることになるのではないだろうか。

確かに、コンバージェンスの必要性については、企業会計審議会の中間報告等でも述べられていることであり、既に国内でのコンセンサスの醸成が図られてきているところであるから、金融商品会計基準のような個別具体的な会計基準の検討の背景において述べることは無いのではないかとする意見もある。しかし、前述したような、国内の諸関係者との間でのコンセンサスを醸成させるという ASBJ の重大な使命を鑑みれば、個別具体的な会計基準でこのような記述を行うことにも一定の意義が存するものと考えられ、積極的に記述されてゆくべきものであると考ええる。

ASBJ におかれては、その我が国を代表する明晰な英知を存分に活用され、基準設定主体としての役割を十二分に果たされるとともに、我が国の財務報告の適正化に向けてご尽力されることを切に願う次第である。

## 各論

### 質問への回答

#### 質問 1 :

案 1 を支持する。

現在巷間で言われているような、「時価会計へシフトすることにより企業の財政状態がより適正に表示されるようになる」との考えに立脚すれば、株式は可能な限り時価又はそれに準じた公正価値で表示されるべきであり、公表される市場価値のない株式であっても、

妥当な公正価値が表示されるよう、可能な限りの努力が払われるべきである。

**質問 2 :**

案 B を支持する。

財務諸表は、財政状態だけでなく、業績についても、適正に表示すべきであり、その二者の間に優劣を付けるべきではない。業績とは、どういったものであるのかという点について、意見の分かれるところでは有るが、貸借対照表日時点で実現した損益をもって業績を捉えたいと考えている投資家が相当程度多く居ると考えられる現状を鑑みれば、純損益の適正化が目指されるべきであり、すべての損益は、それが実現した時点で純損益で認識されるべきである。

**質問 3 :**

若干の検討の必要性があると考える。

会計基準(案)では、金融資産を、公正価値で測定するもの／償却原価で測定するものの二分類で定めを置くことを提案しているのに対し、第 129 項・第 130 項では、債券／株式という枠組みで検討・提案がなされている。このような定められ方では、外貨換算差額の取り扱いについて、不明瞭さが残ると考える。

そこで、本会としては、外貨換算差額の取り扱いについて、評価差額を純損益で認識する金融商品／OCI で認識する金融商品という枠組みで規定を置くことを提案する。

本会は、当初認識後の評価差額を純損益で認識する場合には評価差額も純損益で認識し、OCI で認識する場合には、換算差額も評価差額に含めて OCI で認識するべきであると考えており、こうした考えは、第 127 項から第 130 項までの提案内容と概ね近似するものであると見受けられるが、そうした点がより明瞭になるよう、努力されたい。

**質問 4 :**

判断を差し控える。

本会は研究会であり、実務者団体でないため、こうした点について判断出来る能力を備えていない。適用指針の策定に当たっては、実務の要請にこたえうるよう、努力されたい。

**その他の点**

検討状況整理の内容に賛同し、支持する。

末筆ながら、ASBJ の活動に、敬意と感謝を表明する。

以上